

報道関係者 各位

令和4年10月28日発表

【照会先】

労働基準部 監督課

監督課長 小河 征午 (内線 4310)

過重労働特別監督監理官 坂田 憲一郎 (内線 4311)

(代表電話)092 (411) 4862

(直通電話)092 (411) 4521

「過重労働解消相談ダイヤル」を実施します

～長時間労働や賃金不払残業でお悩みの方、労働条件に疑問のある方はお電話ください。

11月5日(土)に労働基準監督官が相談に対応します～

福岡労働局では、11月5日(土)に、無料電話相談「過重労働解消相談ダイヤル」を実施します。

これは、過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向けた取組を行う「過重労働解消キャンペーン」(11月)の一環として実施するものです。この相談ダイヤルでは、過重労働をはじめとした労働問題全般にわたる相談を当局の労働基準監督官が受け付け、労働基準法や関係法令の規定・考え方の説明や、相談者の意向を踏まえた管轄の労働基準監督署への情報提供、関係機関の紹介など相談内容に合わせたアドバイスを行います。

「過重労働解消相談ダイヤル」概要

フリーダイヤル

なくしましょう

長い残業

0 1 2 0 - 7 9 4 - 7 1 3

- ・全国どこからでも、携帯電話やPHSからも無料で利用可能
- ・匿名での相談も可能

受付日時 11月5日(土) 9:00～17:00

実施場所 福岡合同庁舎新館4階 「労働大会議室」
(福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号)

***当日は取材可能です。ご希望の場合は、上記照会先にご連絡ください。**

*当日の取材対応については、別紙をご覧ください。

*当日以降も通常どおり、労働局や労働基準監督署で相談を受け付けております。

「過重労働解消相談ダイヤル」の取材時における留意事項

取材の申し込みは、上記「照会先」福岡労働局労働基準部監督課（電話092 - 411-4862）までお願いします。

取材に際しては、以下の事項にご留意願います。

- 1 指定された場所以外の立入りはご遠慮ください。
- 2 カメラ撮り、音声録音は可能ですが、個人や企業が特定できるものの撮影・録音はご遠慮ください(個人や企業が特定できるものを撮影・録音してしまった場合については、消去または編集してください)。
- 3 カメラの位置などについては、職員と調整をお願いします。
- 4 腕章などプレス関係者であることを明示するものの着用をお願いします。
- 5 来庁時の交通手段については、事前に職員と調整してください。
- 6 相談の妨げにならないようご注意ください。
- 7 その他、職員の指示に従っていただくようお願いします。